

一般社団法人長野県資源循環保全協会会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項による
感染防止策の徹底等について（要請）

日頃は、長野県の廃棄物行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、11 月 25 日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、11 月 25 日以降の長野県新型コロナウイルス感染症対応方針を定め、法第 24 条第 9 項により、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底等について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴協会の会員に対し、下記について周知していただくようお願いします。
なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 他県を訪問される方への呼びかけ等

- ①マスクの正しい着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策の徹底
- ②ワクチン接種の推奨（健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施の推奨）
- ③以下のとおり慎重な行動をとること
 - ・感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控える
 - ・当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録する
 - ・会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用する

※ 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域、直近 1 週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 25.0 人を上回っている都道府県への訪問については、ワクチン接種の有無等によって呼びかけ内容を変更するなど、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行います。

(2) 業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底

業種ごとに策定されるガイドライン等に沿った適切な感染防止対策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気、従業員の体調管理等）の徹底

(3) イベント開催基準の遵守等

- ①令和3年11月25日以降に開催されるイベントについては、以下の開催基準を遵守するとともに、イベントを開催するに当たり必要な基本的な感染症対策の取組等を実施すること
- ②参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施するイベント主催者等は、感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること
- ③安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から1年間保管すること

※ 上記③及び④の手続きの詳細については、長野県ホームページをご確認ください。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

【イベント開催の目安】

- ①安全計画を策定し、県による確認を受けた場合
 - ・人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。（大声なしの担保が前提。）
- ②それ以外の場合
 - ・人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声での歓声、声援等が想定される場合等。以下「大声あり※」という。）又は100%（大声なし）とする。
 - ※「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

2 協力を依頼する事項

(1) 「新しい生活様式」の改めでの徹底

- ①「信州版『新たな日常のすゝめ』」、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」冊子版とウェブ版、「感染リスク10分の1県民運動」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進すること
- ②店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの確実な着用やマスクをしていても人との間隔を最低1m空けることをマナーとして行うとともに、室内においては換気を徹底し、「うつらない」（自分を守る）、「うつさない」（周囲を守る）、「ひろ

げない」(地域を守る)ための行動の定着を図ること

- ③ワクチンを接種した方も、可能な限り自分や周りの大切な方を守るために、引き続き感染防止対策を実施すること

(2) 他県から来訪される方への呼びかけ等

- ①ワクチン接種の推奨(健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施の推奨)
- ②来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控えるとともに、体調に異変を感じた場合(発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など)は来訪を控えるなど「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応を取ること
- ③居住地の都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえて来訪について判断すること
- ④来訪中に体調の異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談すること

(3) 新型コロナウイルスに関わる差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷の抑止に協力いただくこと

長野県環境部環境部資源循環推進課
(課長) 滝沢 朝行 (担当) 宮寄 幸乃
電話 026-235-7181 F A X 026-235-7259
Eメール junkan@pref.nagano.lg.jp